

# 住宅防音工事の施工業者に係るご注意

## 悪質な勧誘にご注意ください！！

飛行場周辺の住宅防音工事について、一部の業者が、悪質(巧妙、強引)な勧誘(契約の締結又は契約の予約)を行っているとの苦情が、国及び関係市町に多く寄せられています。ご注意ください。

### 【悪質な勧誘の例】

- ・ 「今すぐ申し込まないと工事の順番が遅くなる(又は出来なくなる)」と不安を煽ったり、「当社と契約すると工事の順番が早くなる」などと言い、契約を迫る。
  - ・ 国または関係市町の指定業者であるかのように装う。
  - ・ 巧妙かつ強引な勧誘で、契約書らしき書類を交わすよう迫り、押印後解約に応じない。
- ※ 特にお年寄りのみが生活している世帯には、強引に契約を持ち掛けています。
- ※ なお、工事の施工不良及び工事期間を守らない等の施工業者への苦情も寄せられておりますので、施工業者の選定は慎重にお願いします。

住宅防音事業は、住民の皆様方が国に対して補助金(防音工事に掛かる費用)を申請し、皆様方自らが補助事業者となって、設計事務所及び工事請負業者とそれぞれ契約を結び、防音工事を実施する事業です。それぞれの契約に関しては、慎重に相手方をお選びください。

なお、当局では業者の指定及び推薦は一切しておりません。  
ご不明な点等がございましたら、下記にご連絡下さい。

### 問い合わせ先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸2丁目2番1号 名古屋合同庁舎1号館

東海防衛支局 防音対策課 住宅防音係

電話 052-952-8226(直通)